

令和2年度 第1回 宮城県公共工事等入札・契約適正化委員会議事録（概要）

日 時 令和2年8月5日（水）午後2時

場 所 県庁舎 9階 第一会議室

出席委員

小 貫 勅 子 委員 東北大学キャンパスデザイン室 キャンパスデザイナー  
京 谷 孝 史 委員 東北大学大学院工学研究科 教授  
小 林 正 明 委員 (一社)東北経済連合会 専務理事  
高 橋 雄一郎 委員 公認会計士  
◎玉 山 直 美 委員 弁護士  
富 田 真 委員 東北学院大学法学部 教授  
内 藤 千香子 委員 弁護士  
○吉 田 浩 委員 東北大学大学院経済学研究科 教授

(◎は委員長, ○は副委員長)

(水野由貴委員, 山本琴枝委員は欠席)

1 開会

2 あいさつ

会計管理者兼出納局長（略）

3 議事

(1) 発注工事等の抽出事案の審議について

①長沼川排水樋門詳細設計業務委託（その2）

抽出事案担当委員の選定理由説明

○吉田委員

1 ページ目の資料1-1。統計的に何か外れた点がないかということで、いただいた資料から226件の契約があったんですけど、横軸に、入札した会社の数、入札した会社の数をとって縦に入札率。コンピューターで計算されたところで点線が出てきまして、見て分かるように、入札する会社の数が多ければ多いほど落札率が低くなる。競争が働いていると見るべきなのか、入札する数に関係なく落札率は低く一定になるはずじゃないかとかいろいろ意見あるかもしれませんが、この現状で、点線がおおよその平均トレンドだとすると、矢印で印がついてるところです、右に行けば行くほど下がるはずですが、比較的右に行くのに上の方に飛び出ている。つまり、北東側に飛び出ているところが外れているということで、このこの案件が19者なので、7割より低いところがトレンド線なんですけど、71.7%でちょっと飛び出ている。ということで、19者があったのだから、もう少し低くなっていいのではないかと。なぜ71%だったのか。この手の質問をしますと、すね、「今までこの工事は特殊でして、難しいのでやむを得ないです」という回答が多かったんですけど、もともと特殊な工事だったら、見積もりの額が高くなっているはずなので、落札率が高くなるというのは変じゃないかというところでどう

してここが7割だったのですかというのを説明お願いしますということで抽出いたしました。以上です。

#### ○東部土木事務所登米地域事務所

(抽出事案説明書に基づき説明：略)

#### ○吉田委員

価格以外の評価点が、逆転っていう言い方が適切かどうかと思うんですけど、二つ、まず7ページの表で、この会社がパシフィックコンサルタンツ株式会社東北支社が、価格以外の評価点で、48点。それが特徴的なところがどこなのかという点と、価格評価点ではもう差がつかないようになっていたので、価格以外で決まったということになります。このような小さくない逆転現象というのは制度上想定範囲内とみなすべきなのか。価格以外の評価点があったために、価格以外の質的なクオリティの部分でよい入札ができた面があるということが、何かこう言えるのか、この1番目の質問と同じようなことだと思いますけど、その点についてご説明いただければと思います。

#### ○東部地方振興事務所登米地域事務所

はい。ここに並んでる業者さん、すべて日本代表するようなコンサルタントさんなので、価格以外の評価部分でもほとんど差はつかなかったんですけども、中でもパシフィックコンサルタンツさんはこの業務に関しましては、技術者の評価他の会社でもそういうところがあるんですけども、技術士を保有している。それから、業務による情報収集能力っていうところがありますけども、そういうところが他の会社さんに比べて有利であった。或いは、総合評価の実施方針ということでどういうことをやっていくかというのを作文してもらった部分があるんですけども、そこにつきましては、できるだけミスを少なくするように照査を十分やりますとかそういうところですね、評価点が高くて、48点というこの中では最高得点になっているということでございますが、他の企業評価とかというところはあまりほとんど差がつかないんですけども、そういうところで若干ですが有利になったというところで1位になってございます。それからですね、逆転はよくあるのかっていうことなんですけれども、昨年登米地域事務所が発注した総合評価の件数が4件ほどあるんですけども、全て4件とも1番札の人が取れているという件はなくて、中間順位の方が落札しているというケースが多い。総合評価で価格点が50点で、価格以外ので評価が58点ありますので、そこで十分逆転は可能なので価格点につきましては、調査基準価格の9割のお金を設定しますと満点になるので、それぐらいのお金を入れてあとは価格以外ので評価で勝負というようなところが多いのかなというふうに感じているところでございます。

#### ○京谷委員

実施方針のところは満点が10点ですが、よくできてるところで半分の5点しか取れてなくて日本有数のコンサル、名前は知っていますけど、0点がありますね。この実施方針というのは例えばどういうことをチェックしているということをお聞かせいただきたい。

#### ○東部地方振興事務所登米地域事務所

宮城県で定めています共通仕様書がございまして、その程度の内容であると0点と普通だねという話で、評価なしということで、その共通仕様書以上のものをやっ

ていただくいただけるという部分で評価していただいているので、そういう点数になっているということです。

#### ○小林委員

先ほど説明があったのですが、価格評価点が50点で横並びになっている理由を改めて教えていただきたい。

#### ○東部地方振興事務所登米地域事務所

価格評価点は50点が満点なのですが、これにつきましては調査基準価格をあらかじめ定めているのですが、その9割の金額を入れると満点になるというシステムになっておりまして、全て9割で入れればいいのですが、それ以下で入れている業者もいて、それは総合評価点で同点となった場合にはより安く入れた業者が受注者になるという決まりになっていますので、そういったところも働いたのではないかと思います。総合評価点も入札額も同じときは、くじによる抽選になるのですが、50点を目標して入札してそこから少しずつ安くしたりというのは、他社との駆け引きなのかなと思っています。

#### ○富田委員

価格以外の評価点ですとかなり細かいところまで評価されていますが、価格評価点については、それほど規模が大きくはないので均一になっているのかもしれませんが、そうであったとしても一律に50点とするのではなくて、48点とか49点、あるいは52点とかという形で区別をつけていかないと、最終的な総合点で公正な評価にならないのではないかという気がするのですが、いかがですか。

#### ○契約課

調査基準価格に0.9を掛けたところよりも安い部分につきましては、ダンピング防止という観点から、それ以上安く札を入れても点数には反映されませんという考え方で設定をしております。

#### ○富田委員

ダンピングを避けるという狙いがあって大枠での基準を設定されてその枠内であればということやられるんでしょうけれども、その枠に入るか入らないかというおおまかなところで切るということとは別に、その範囲の中でもう少し細かな区別をしていくということがあっていいのではないかと思います。意見ということになります。

#### ○玉山委員長

建設関連業務は以前は抽出の対象外だったのですが、今は対象ということになりました。今回の案件の中でも2件抽出されています。一般的な傾向は今日の資料のみでは分からないところがあるのですが、建設工事に比較して調査基準価格を下回る率が建設関連業務の方が高い傾向があるのかなということで、今後県として価格評価点を今回横並びになってしまっているところがありますので、建設関連業務について、調査基準価格の在り方などで何か方向性で御検討されているところはあるのでしょうか。

#### ○契約課

現在の調査基準価格なのですが、建設関連業務については設計額の概ね82%程

度というふうに決めております。また、工事につきましては、設計金額の約92%を設定する割合としております。設計の割合については、世の中の資材の価格の変動とか人件費の価格の変動、工事の件数等を勘案して随時変動していくべきものだと考えておりますので、その状況に合わせて変動させていくようには随時考えていながら検討を進めて改訂をしているところです。

#### ○京谷委員

予定価格も公表されていますよね。そうすると業者の方々は調査基準価格もいくらかはわかっているのですよね。なのに敢えてもっと低くして0点でいいやとそういう競争をすると皆分かっているということですか。先ほどの富田委員からの御指摘にもあるのですが、価格で勝負しないでアイデアで勝負する。なので、調査基準価格を下回ってもいいが技術提案してもらって、それでそこそこ高いところでいいところ、そういう意味では今回のパシフィックコンサルタンツなどは、いいところを狙っているということになるのですか。この手の業務の競争の仕方を分かっていると理解してしまいそうなのですが。

#### ○契約課

宮城県の方式につきましては、コンサルさんもやり方というものは熟知しているというふうに思って差し支えないかと思えます。そのためにどこを勝負所にするのかというところは、各業者分かっている、その上でどうしてもこれを取りたいといった場合には、優秀な技術者を配置したりします。

#### ○京谷委員

価格競争はもうしていない。

#### ○契約課

そういうことになります。そのために技術力といった面で勝負所を出してくる。そういったところを業者は分かっている、取りにくところはそれなりの技術力を持った方等を配置してくるといった入札の形態になっているようです。

#### ○小林委員

そうすると優れた技術者を多く雇用している大手の企業が有利になる傾向にあるのではないかと。それから、企業評価の中で社会的責任というところがあります。ウエイトが大きいのですが、具体的に何を評価しているのか教えてください。

#### ○狩野次長

その前に先ほど価格競争がないのではないかと御質問がありましたけれども、価格競争あり、そしてものによってはどうしても受注したいということで、価格点を満点とれるような競争をした上で技術者の評価ということになる。そういったものもあるということで、全てが価格競争をしていないということは当然ないというふうに思っております。

#### ○京谷委員

この案件はどうですか。

#### ○狩野次長

これは最高の点数をとるように最低の価格で応札して、その上で技術者で勝負をしたというふうに思っております。当然予定価格のとおりに入れて、技術者で勝負するというやり方もあったと思います。

#### ○小林委員

先ほど御説明いただいたように、設定は予定価格の82%といった調査基準価格ということは、公表されていなくても大体件数を重ねていけばある程度どのくらいのレベルだなというのが分かるのではないかと思うのですが。先ほどの話に戻ると価格はなるべくそれに近いところで出せば、他のところと全く差はつかないわけで、そうすると大手の企業が有利になる傾向があるような気がするのですが、そのところはどのようなのでしょうか。

#### ○契約課

委員が御指摘されたとおりでありまして、競争力が働く部分については、そういった面が多々あると感じられます。特に、調査基準価格そのものは公表はしないのですが、算定方法につきましては公表しておりますので、どなたでも算定できるという状況になっておりますので、調査基準価格のところは大分集中するということが発生しております。そういったことが分かっている業者は、どうしても取りたいといったときは技術力で取りにくる。そういった体制になっていると思われま

#### ○富田委員

資格・実績等といった場合に、何々の資格を持った方が何名いるとか、業者は、県でこの技術者の評価をするときには、こういう点で評価をしますとか、入札に参加される方は事前に情報としてお持ちなのではないでしょうか。

#### ○契約課

宮城県では、総合評価落札方式の手引きを公表しておりますので、その内容でどれぐらいの評価をするかというのは分かっている状況にあります。ただ他の業者で該当する業務や工事に対してどういった人、或いはどういった内容を投入するか、そういったものにつきましては、それぞれの業者のノウハウ等をつぎ込んできますので、他社の部分で分からないというところで競争になってくるのではないかと考えております。

#### ○吉田委員

他の委員からもシステムそのものについて御指摘があったわけですが、当初問題提起した70%だったということ、この入札については特段の瑕疵があつて特殊要因があつたわけではないというふうに理解いたしましたので、十分御説明いただいたと理解いたしました。別途基本的な問題として、価格が50対58となっているわけですが、そのバランスの問題とか、評価点に入札価格の差異が反映されるようにしたほうがよいのではないかとこの点は別途あるかと思

#### ②長塩谷立神地区海岸災害復旧工事

抽出事案担当委員の選定理由説明

#### ○吉田委員

対象案件の他635件について、グラフ化したものを示させていただきました。7者入札であれば、8割ぐらいの落札率が妥当と考えるが、1件だけ入札率が高い。なぜなのかということです。

**○東部土木事務所**

(抽出事案説明書に基づき説明：略)

**○吉田委員**

先ほどの業務委託の案件では、価格評価点が50点で並んでいたのですが、これは多少ばらつきがあります。この案件について、なぜ価格点が並ばなかったのか、計算方法が違うからか。

**○東部土木事務所**

予定価格の他に調査基準価格というものがございます。3億7855万9千円というのがひとつの目安になってございまして、この金額に対して各業者がばらばらな金額が入ってございまして、それを計算するとこの点数になったということでございます。満点は80点です。

**○吉田委員**

総合評価のところは、3点台しか取れていないところと、20点取れているところのものすごい差があるのですが、一度評点を出してから評価点に換算しているわけですね。評点は合計130点満点ですが、価格以外の評価点の満点が35.5点なので、素点を付けた後に加工をしているということですか。

**○東部土木事務所**

価格点の満点が80点で、価格以外が35.5点になっていますので、各々の評価をさせていただいて満点は115.5点になると思うのですが。

**○吉田委員**

そうなのですが、その35.5点の価格以外の評価は、評点という同じ名前の評価項目で2段になって130点満点になっている。一番上の技術力は24点で、最初は130点満点でつけるのですね。

**○東部土木事務所**

評点というのは、130点にはなっているのですが、項目ごとに重みづけがされてまして、その重みづけをされた点数が評価点となっています。

**○吉田委員**

換算している。

**○東部土木事務所**

そうです。

**○吉田委員**

ここで差が出ると大きな差になるということですか。

**○東部土木事務所**

評点のところ点数が高ければ、項目にもよると思うのですが、評価点も高くなります。

#### ○吉田委員

入札の手続きそのものについては、ルールに従って行われているので、特段の瑕疵が見受けられるような点はないものと理解いたしました。ただ、全体的なシステムとして重みづけとか、価格と非価格のバランスとかは別として、この件については問題となる点は見受けられないと理解いたしました。

#### ○富田委員

先ほどの案件は価格点に差異がなくて、今回は仙台支店とか東北営業所という業者が入っているわけですね。にもかかわらず、工事の場合に金額に幅が出たというのはどういうことなのでしょうか。

#### ○東部土木事務所

各々の業者の考え方がいろいろあると思います。この工事を受注しようと思った際には、例えばこの現場に行きますと海に面しているものですから、波浪とか潮位の影響を受けることがございます。その中で施工条件を考えたときに、各業者がこれぐらいであればできるのではないかというような実行予算をある程度組んでいるところもあるとは聞いております。その中で利益を追求しながらどこまでだったらやれるかという形で算定されているかと思っておりますので、その中での金額のばらつきというのはあるのではないかと思います。

#### ○富田委員

予定価格とか調査基準価格は、業者はある程度ご存じなのですか。

#### ○東部土木事務所

調査基準価格は公表はしていないので、そこは経験であったりというところからの想定はされているのかもしれないです。当然、県の基準で計算をしております。

#### ○富田委員

そうすると、今回この程度のばらつきが生じるのは通常あり得るということですか。

#### ○東部土木事務所

そうですね。これが当てはまるかどうかは分かりませんが、考えられるのは今回の事案を見ますと、仙台に営業所がある業者と地元の業者という話があって、見てみますと価格の話をするとうちかというところと地元の業者のほうが高いように見えます。ただそれは地元の業者は地元の状況を把握されているというところが大きいのかなと。その中でリスクもある程度考えながら金額を決めているのではないかと。これは想定でしかないのですが。

#### ○高橋委員

価格の決め方なのですが、今回山内組と武山興業、こちらが県内の本店所在地の業者ということで、地域貢献の点数が地元企業ということで高くなっていると思うんですね。そうすると、満点の入札金額、ここから逆算してどれぐらいの価格まで上げることができるかというのが、点数の差があることによって出てくるのかなと

思うんですね。ですので、地元業者で大きな金額であればあるほど利幅が大きくなるというところもあると思うのですが、いかがでしょうか。

#### ○東部土木事務所

当然各業者で、自らが受注するために、これに限ったことではないですがいい技術者を付けるかとか、難しい現場なのかどうかでも変わってくると思うのですが、そういった点もあると思います。委員がおっしゃるとおり、もしかすると各業者はそういったところも考慮されていることがあるのかもしれない。そこまで具体的に聞いたことはないですが、そこは我々の想定でしかないですし、あとは県外の業者は宮城県での実績がないということがあると、その点では若干価格以外の点数で劣ってくるのかなと感じるところはあると思います。

#### ○小林委員

地域貢献の具体的な項目を教えてください。

#### ○東部土木事務所

地域貢献の中には、県内企業を下請で使うかとか地元業者を使ってくれるとか、県とか市町村等の施設管理とか除融雪の関係とかも受注して地域のために仕事をしてきているとか、災害等の時も含めて貢献していただいているかという形で、その点についても先ほど契約課からもあったような総合評価の手引きの中にも御提示しながら考えて仕事されているのかなと思っています。

#### ○玉山委員長

地域貢献のところ、下請の業者を地元の業者を使うというところは、入札する時点では契約されるかどうか未定だと思うんですけども、下請は入札の時点でもし落札したら地元の業者を使うという申告に基づいて評点しているということですか。

#### ○東部土木事務所

そうですね。

#### ○玉山委員長

実際にそれがそのとおりになっているかどうかチェックする機能というのはございますか。

#### ○東部土木事務所

下請の届け出は工事の度に我々に提出をいただいて、最終的に検査の時に、それをちゃんと履行しているかどうかを確認した上で、成績調書で判断されます。

#### ○内藤委員

先ほどの1件目の時は、調査基準価格の計算方法は予定価格の82%というふうに、計算方法を公表しているとおっしゃっていたのですが、こちらの場合は計算方法は公表していないのでしょうか。

#### ○契約課

先ほど申し上げましたのは、上限ということで定めた数字でございまして、実際はその中で各発注者側で計算して調査基準価格を定めているということになります。



す。調査基準価格につきましては、想定しているものよりも場合によってはズバリの額が出てこないことも当然ながらあり得るということです。

#### ○内藤委員

計算方法を公表しているというのはどういう意味なのでしょうか。

#### ○契約課

純工事費とか一般管理費とかさまざまな項目がございまして、その割合については公表しています。

#### ○内藤委員

上限を公表しているわけではなく、費目ごとに公表している。

#### ○契約課

それで、結果によって上限として先ほど申し上げました92%ですとか、そういった数字についても公表しています。

#### ○京谷委員

上限は公表されていると。そうすると、上限を92%と公表していると、実際は92%より低くても、入札される方は92%を下回ると予定価格を下回ってだめになるというのが分かるということなのではないでしょうか。上限の原理がよく分からないです。

#### ○会計管理者

総合評価落札方式でやっておりますのは、価格の方は低入札価格調査制度ということで、一定の金額を下回った入札があった場合に、それで適正な工事が執行できるかどうかということ、書類を取り寄せて我々の方で確認しまして、その値段で大丈夫だと確認が取れたものは基準を下回っていても契約できるという制度と、最低制限価格制度というものがまた別にありまして、その額を下回ったものは入札の対象としては失格とするという制度がありまして、県では前者の方でございまして、下回った価格でも中身を吟味して大丈夫であればそのまま契約するという制度をとっております。先ほどからお話しておりましたのは、低入札価格調査制度の調査基準価格、これを下回ったら調査が入りますよという価格の設定方法については、資料ですと純工事費の97%に現場管理費の75%を足しまして、さらに一般管理費の65%の3つの和で、この価格を下回ったら調査させていただきますという金額を示しているものでございまして、そこは公表しています。予定価格は公表いたしますけれども、予定価格の内訳は公表しておりませんので、業者側で市販の計算ソフトがあるそうでした、概ねいろんな情報や、我々の入札の結果を公表しておりますので、そういうところから計算していると。

#### ○京谷委員

先ほどの価格評価点は、調査基準価格を下回ると50点なんですか。

#### ○狩野次長

調査基準価格の90%くらいを下回ると満点になるという制度になってまして、価格曲線というものを設けてまして途中まで平らで価格の楕円曲線という形になっていまして、あとは上限という意味は予定価格の92%以内までで調査基準価格

を設定するとしておりまして、今は89%から90%くらいが普通となっています。

**○小林委員**

この2件目の場合は、価格評価点が80点で、工事なので調査基準価格の92%、これを下回れば80点満点となる。今回7者とも上回ったので80点からマイナスになっているという理解でよろしいでしょうか。

**○契約課**

委員のおっしゃったとおりでございまして、調査基準価格の90%、これを上回っている金額であれば楕円式に則りまして点数が下がっていくという評価になっております。

**○小林委員**

1件目は下回っていたので50点だったということですか。

**○契約課**

そうです。下回っていれば一律という形です。

**③大瓜工事用道路撤去工事（その2）**

抽出事案担当委員の選定理由説明

**○小貫委員**

総合評価落札方式で入札参加者が2者で落札率が100%のものということで、100%ということは価格にそれほど差がなかった。そういった時に総合評価の点数でどういったところが特に効いて落札者を決定したのかというところを、これまでいろいろ総合評価落札方式の点数で、地域貢献とかそういったところを加味してきたところがあったので、総合評価落札方式でどういったような点数配分になっているのかということも知りたくて、抽出いたしました。

**○東部土木事務所**

(抽出事案説明書に基づき説明：略)

**○小貫委員**

一つは、入札の経緯で1回不調に終わっているというようなお話だったのですが、1回目の予定価格から2回目の予定価格へ幾分プラスになっているかと思うんですが、これは工事内容が変わったのか、それとも1回目の不調を踏まえて何か変更されたのかを教えてください。

**○東部土木事務所**

これにつきましては、発注する時に公告する前の月の単価を採用させていただいております。その時期がずれているので、例えば燃料費とか毎月変わるときもありますので、それをもう一度新しい発注する前の月の単価に変更させていただいているということでございます。

**○小貫委員**

工事内容としては、変更無しということですか。

### ○東部土木事務所

そうですね。基本的にありません。

### ○小貫委員

分かりました。それと地域貢献と震災貢献が加点としてはプラスになっているということで、今回の2者を比べますと、かなり点数に差が出ているところがあるので、きちんといろいろなことに対応していただけるような事業者さんが受注して下さったのかなとは思いますが、気になっているのは先ほどからやはり地域貢献の点数というのが、他に比べて実は高くなっているところがありまして、もちろんこれは加点方式で、0点でもこの事業を履行することは技術的には問題が無いというような判断だったかと思うんですが、やはり例えば技術力が0点で地域貢献の方だけで点数を取ったというような事業者だった場合、そういったものをどういった形で吟味するのか、この加点自体の在り方というのが実際やってみて問題がないのかどうかというあたりが少し気になったところで、これは今回の話だけではなくて、ルールとしてどうなのかというところで何かあれば教えてください。

### ○狩野次長

建設業者はこれまでも受注の実績とか当然ございまして、我々の入札参加登録をする段階で、技術力があるとかそういうのは判断させていただいております。あと技術者の数もSランクの業者だと会社に10名以上いらっしゃるということも確認しておりまして、一級土木施工管理技士を持っている業者ということで、きちんとできるということを判断して入札をしていただいているというところがございます。その中で、地域貢献とか技術力とか地域の精通度とか、土木事務所管内に本社があるとか、そういったものをいろいろ考えながら加点して、より良い業者に受注していただくとする制度にしているというところがございます。それぞれの重みについて、どこに重みを置くべきかというのは、いろんな議論があるところがございます。建設業というのは地域に根ざしていただかなければいけないですし、これから施設が老朽化していくとか、あとは災害が頻発しているので必ずそばにいてほしいとか、そういったことも踏まえていろんな重みづけを工夫しながらやっているところがございます。これについては、建設業の業界とか皆様の意見を伺いながら、どうしたら一番いいのか。我々もいつも悩むところなのですが、そういったものも踏まえながら日々改善していきたいと思っております。

### ○小貫委員

そうすると、先ほど吉田委員が抽出された中でも地域貢献の点数が高い業者が受注されていたり、今のところここ数年かけてこのシステムを少しずつ改善した狙いどおりに受注が行われているのかなというふうに見受けられます。

### ○富田委員

本件に限ったことではなくて、教えていただきたいのですが、価格評価点と価格以外の評価点の合計の配分が、事業の規模によって変化していると思うんですね。1番目の案件ですと価格以外の評価点が58点、価格評価点が満点で50点。2番目の案件ですと価格以外の評価点が満点が35.5点、価格評価点が80点でトータル115.5点になっています。事業の規模に応じて配分の違いが出てくるような議論について教えていただけますか。

### ○狩野次長

総合評価の中で、実績重視型とか施工計画型とか技術提案型ということで、これまでの業者の受注者の方々の実績だけを評価してやるものと、事業的に高度なものについては技術提案ということで、いろんなノウハウを持っているような方々に受注していただきたいということで、価格以外のところに重きを置いた総合評価、そういったものも作ってございまして、価格と価格以外の点数の重みというのを変えております。発注においては、この工事については災害復旧工事なので実績重視型ですとか、新しい技術を使っていくので技術提案型を使いたいとか、そういったもので使い分けをしているということで重みが変わってくるということです。

### ○富田委員

一般的な扱いとしては、規模が大きくなる、或いは事業の困難度が高まってくると、価格が大きくなって技術的な困難を伴うような事業だとすると、価格以外の評価点の方を比重を高めるといようなやり方でやるということですか。

### ○狩野次長

おっしゃるとおりです。例えば実績重視型ですと、価格評価点が80点満点で価格以外の評価点が35.5点とか、標準型でいきますと、技術提案型は価格点の満点が70点で、価格以外の評価点が40点とか、そういうふうな使い分けをしています。

### ○富田委員

おそらく科学的な根拠があつての基準ではないと思いますので、なぜこういうものになったのか、トータルの点数と割合について、合理的な説明をしろというのが難しいのかもしれないのですが、配分、例えば80対35とか、なぜこのような根拠が出てきたのか、簡単に結構ですので教えていただけますか。

### ○狩野次長

なかなか根拠というのは難しいのですが、一番最初に総合評価を導入した平成19年当時は、価格対価格以外のものがだいたい80対20ということで、価格重視、80点が価格でそれ以外が20点ということで合計100点満点で始めております。これは国などのやり方を参考にしながら制度設計をしたと考えております。その後、災害が起きたりとか、最近ですと女性が活躍できるようとかポイントとかもありますので、そういった点数をどんどん足して行って20点満点のところから30何点とか、その後100点満点にしておかずそのまま足した形にしてきたので、115点満点とか変な形になっていますけれども、そういう経過を踏んでいるということでございます。価格と価格以外の項目が適正なのかと言われると、なかなか難しいところもありますので、どれがいいのかというのを常に検証しながらやっているところでございます。

### ○玉山委員長

この抽出の対象なのですが、工事の名称が工事用道路の撤去ということで、写真などもあるのですが、1回不調に終わっていて今回2者が入札に参加していて、工事用道路の撤去ということで道路を造る工事とは別のようなのですが、工事の内容によって入札参加者が少なくなる事情とかがあったのでしょうか。

### ○東部土木事務所

図面の高いところは砂利敷き部分になってございます。これ以外にもこの工事を

するに当たって、周りの土地をお借りして工事用道路をさらに造っている所がございます。この地域につきましては、元々あまり地盤がよろしくなくて、一番硬いところまで40メートルぐらい軟らかい層があるので、この工事自体が盛り土工事をして道路を造りました。そうすると今までそのままだったところに重いものに乗せるわけですから、どうしても沈みますよね。沈まないような工法を考えながら、地盤改良などをしながらこの工事をさせてもらってました。そのための工事用道路が別にあって、その部分を撤去しています。さらに工事の概要にもありましたが、圃場の復旧ということは、この道路の脇の田んぼとかが一緒に沈下してきて平らでなくなったということがございまして、それを直さなくてはいけない。そうすると場所でもかなりへこみ方が変わってきているところもございまして、そういったところで延長も長いですし、かなり手間もかかっているということがあって、業者は多少敬遠されたのかなと。一番最初に発注したのが4月当初ですので、まず技術者が年度当初でいるのかなというところで発注させていただきましたが、他の復旧・復興の工事でも年度替わりで工期を伸ばしたところもありまして、その中で技術者が空かなかったということも聞いております。そういった面で一番最初の時には、敬遠されたのかなというふうに考えております。たまたまいろんな情報を貰いながら少しずつ他の工事も終わってきているのをみて、早い段階で発注したほうがいいのかということ、今回2者の応札が幸いにもあったということかなと思っております。

#### ④宮歩道用地測量業務委託

抽出事案担当委員の選定理由説明

##### ○小貫委員

抽出の視点としましては、落札率が31.9%と非常に低くて、予定価格におかしなところはなかったのかどうか。これだけ低い価格で請け負われている場合に契約の履行の確実性について、落札者決定の際に何か確認されているのか。業務完了時に問題がなかったかというところを確認されているか。それからこれ以外にも、建設関連業務の指名入札だけ他には見られない低落札率のものが多い。60%以下が22件、内50%以下が13件ある。なぜ多いのか。また、他の落札率が低い案件についても、同様に理由を確認したいです。

##### ○大河原土木事務所・契約課

(抽出事案説明書に基づき説明：略)

##### ○小貫委員

業者が現場に近い立地にあるということ、人件費が浮くということだったかと思うのですが、ちょっとそこが分からないのは、やる仕事としては業務量は変わらないわけですよね。業務量は変わらないけれども近いから人件費が安くなるというそのロジックがうまく理解できないのですが、そのところを御説明いただけますか。

##### ○大河原土木事務所

ちょっと説明不足だったかもしれません。大河原町に所在しているということで、業務箇所が蔵王町になりますけれども、このエリアでは、一番近いのが大河原町、仙南地域では4者しか測量会社がありませんので、県南でも名取に1者あるだけであとは仙台市に所在しているということでございます。大河原町に所在している測量会社は、蔵王町であるとか、そういったところの役場の業務などを受注されてい

る。県の仕事も年に1件ぐらいですけれどもやっているということです。現場の状況はよく分かってらっしゃるとうことで、人件費そのものが圧縮されるというふうに伝わったとすると、申し訳なかったのですが、効率的な業務の遂行はできると思います。この業務そのものが、ほぼ人件費とあとは諸経費だけで構成されているものでありまして、内容的にはそれ以外の会社に外注する部分もこの業務については無いということで、自社の努力で低く価格を抑えることができたのではないかと考えております。

### ○会計管理者

今の建設関連業務なのですが、後で事務局から令和元年度の入札結果の報告を申し上げますが、全体的な傾向で申し上げますと、建設関連業務の指名競争入札の範囲はここ3年くらいで縮小しようとしておりまして、今現在500万円以下の業務だけを指名競争入札として、それ以上を一般競争入札としております。結果として指名競争入札で行っている建設関連業務の発注は、割と簡単な測量業務等が多くなっておりまして、一方で一般競争入札とかプロポーザルによる随意契約は、かなり高度、複雑な設計業務ですとか測量業務が多くなっておりまして、その中で指名競争入札は、割と単純な業務。そうなりますと、我々積算上は人件費等の他に間接経費も計算しているのですが、業者によっては間接経費は減価償却済みなので、努力した価格設定ができることもあるようでして、全体の傾向としては指名についてはあるということでもあります。

### ○富田委員

この業務をみてみると、1番目と10番目でかなり開きがありますが、人件費がメインだとすると、実際の価格はかなりの程度で安くできる。しかも地元の業者ということで、このような価格になるということで、だとすると逆に予定価格が407万円に設定された理由についてはいかがでしょうか。

### ○大河原土木事務所

予定価格は全国統一ルールで積算基準がございますので、それに基づきましてそこに計上する単価についても決められたもの、或いは変動があるものについては直近の価格を用いて積算しております。結果として407万6千円ということで、全て公表されているものの中で積算されますので、業者も皆同じように普通に積算すると407万6千円という答えが出るということもございます。なので、複雑な業務でありますといろいろな条件が出てきたりということもありますし、外注が出てきそうなものでありますと、積算は積算でいたしますけれども、業者によっては必要などころに見積を取ったりということになるんだと思いますけれども、今回は非常にシンプルな内容になっておりますので、誰が弾いても基本的には407万円ほどになるのだと。後はその中で業者がどのように努力されるのかということなのかなと思っております。

### ○高橋委員

当初の予定価格を設定される際に、今回の業務は人件費がメインとなる業務ということですが、どれくらいの単価で見積もっているものなのでしょうか。1時間あたりとか。急に130万円で落札されるとなるとどうなのかなと。

### ○大河原土木事務所

積算基準上はこの業務をこのくらいのボリュームでやると、測量主任技師が何人

必要ですとか、測量技師が何人必要ですというような人工が示されております。それに単価を掛けて答えを出すというような流れになります。そういった意味では、単価そのもので申し上げると、測量主任技師でいうと一人一日あたり4万3千5百円、或いは測量技師でいうと3万7千6百円であるとか、調査に基づいた単価設定がされており、それで積算しているということです。今回業者にどこを圧縮したかについても、確認をさせていただいております。直接業務費もずいぶん頑張っているのですがやはり諸経費ですね、諸経費については専属でやるわけではなくて、他の業務もしながらこの業務もしていくということになるから、そうなるのだろうと思いますけれども、諸経費相当額については、極めて小さい金額しか見ていないということでございます。直接業務費の人件費の部分についても、400万に対して130万ですから相当頑張っているのだろうと思いますけれども、単価そのものは適正に入れつつ、うちの会社であればそんなに人をかけないでもできますという形で計算をしたという報告を受けております。

### ○京谷委員

この業界が構造的に過当競争の状態にあるということはあるのでしょうか。何年か前に地方整備局の委員会に出席しております。その時にも測量業務で低入札があって、その時の局長が、こういうことも無きにしてもあらずということをおっしゃって、他にも業務があつてうまく人を配置しながら、この業務に関しては諸経費がかからないという御説明があつて安心するのですが、そういうことがあるのかなと気になった次第です。

### ○狩野次長

公的な見解ではないかもしれませんが、一般的に測量関係については応札者が多くて、価格競争になりやすい状況にはあると思っております。全国の話はよく分かりませんが、県内においても地域によって競争が激しいところとそうでないところとあるのですが、全般的には厳しい状況にあると思っております。

### ○小林委員

例えば通勤費とか宿泊代が予定価格の算定に入っているか分かりませんが、現場が近ければ、そういったところは削れるということで圧縮できる。そういうものの積み上げという理解でよろしいのでしょうか。

### ○大河原土木事務所

今のような話もちろんありますので、もちろん旅費交通費というのは別途計上させていただいておりますが、そういった部分も圧縮されていると思いますし、移動時間が短いという部分についても人件費は削減になっているのではないかと思います。

### 審議再開・委員会からの意見まとめ

### ○玉山委員長

今回抽出しました4件の事案について、個別の事案全てにつきまして、御説明いただいた内容をもとに審議いたしました。いずれについても具体的に問題のある入札の結果であったと認めるに至らないと考えております。一方で総合的なところにつきまして、委員会としての要望をお話させていただきたいと思っております。まず、主に抽出事案1から抽出事案3に共通する問題ですが、予定価格が公表されている

ということにより、価格についての競争性が阻害されるリスクがあるものと考えております。宮城県が品質と価格のバランスに留意した制度設計を目指しているという方向性につきましては、委員会として理解しておりますが、価格評価点と価格以外の評価点を合算するという方式、これを採用することにより、価格競争性の阻害が生じる懸念があると考えておりますので、加算方式というところを維持することでよいのかということにつきましては、技術力評価についての国や他の自治体などの制度も適宜調査いただきながら、今後も品質と価格のバランスのとれた入札制度が維持できるよう、一層改善をいただくように委員会としても要望したいところと考えております。それから、抽出事案4についてになりますが、測量業務に関連する業界独自の事情がございまして、いきすぎた低価格競争というものが、そこで働く労働者などの環境などに与える悪影響などもあり得るかと思っておりますので、いきすぎた低価格競争によるリスクというところにも配慮しながら、より良い入札契約制度を維持するということにつきましても、事情を踏まえた上で改善の努力を続けていただきたいというふうに委員会としては要望するところです。

#### 4 報 告

- (1) 令和元年度の建設工事の入札結果について
- (2) 宮城県建設工事入札参加登録業者指名停止要領の制定について
- (3) 指名停止の状況について
- (4) 前回委員会での要望事項に対する対応状況について

##### ○契約課

(資料に基づき説明：略)

##### ○小貫委員

要望事項の3なのですが、前回の委員会が2月初旬だったかと思うのですが、コロナウイルスもそれほどでもなくて、その後入札のためだけに隣の県にいくとか、移動がどうしても発生してしまうような話をよく聞きました。東北はそれが多いい。こういったご時世ですので、できるだけそういったところに配慮して、無駄な移動というものが無くなる形の制度を作っていただければ、これからアフターコロナという話がでていますが、その一環としては必要かと思っておりますので、できるだけ早く実施できるようにしていただければ、業者もありがたいのかなと思います。

##### ○契約課

現在、入札参加登録の申請につきましては全て郵送で行わせていただいております。コロナの影響もございまして、以前は対面ということで工事の入札参加登録につきましては資料をお持ちいただき、その場でチェックしながら進めていたところがございます。現在のところ、全て郵送で書類を送っていただいで処理をさせていただきます。

##### ○小貫委員

ペーパーレスも含めて電子化を積極的にしていただければと思います。

##### ○会計管理者

おっしゃるとおりで、国も行政の電子化の遅れというのは非常に危機感を持っておりまして、今年度政府全体としての電子政府の移行加速化のための骨格を作ると



聞いております。そういった中で入札・契約制度の入札参加資格登録制度も、県によって添付資料の違いがあったりとか、そういったところも含めて事業者が登録しやすいような、しかも電子化ということも含めて、乗り遅れないようにしっかり検討していきたいと思います。時間をいただきながら全体の流れに乗り遅れないように、しっかりついていきたいと思います。